

**防獣柵賃貸借（西台地区）
仕 様 書**

平成 29 年度

福島県双葉郡浪江町

防獣柵貸借（西台地区）仕様書

1 概要

(1) 契約名

契約名は、「防獣柵貸借（西台地区）」とする。

(2) 納入場所

浪江町が指定する別紙 1 に掲げる箇所（浪江町大字西台字台地内）

(3) 借入期間

平成 30 年 3 月 31 日から平成 33 年 3 月 31 日まで

ただし平成 30 年 3 月 30 日までに指定の場所に納品すること。

(4) 納入品

納入品：別紙 1, 2 記載の総延長および門扉数を有する防獣柵。

設置場所：浪江町西台地区の別紙 1 記載の箇所。

仕様：別紙 2 記載の機能要求を満たす材料により、別紙 2 記載の設置方法による。

(5) 業務目的

東日本大震災及び東京電力第一原子力発電所事故による長期避難に伴い、市街地に定着し増加したイノシシ等の獣害対策として、特にイノシシが進入できない区域を形成することにより周辺地域の環境収容力を低下させることで、イノシシの個体数を減少させ、もって人的被害等を防止し、町民の生命及び安全を防護する。

(6) 設置

本防獣柵を、発注者が定める場所に設置し、本仕様書を記載するすべての機能を満たす状態で納入すること。設置方法の詳細については別紙 2 を参照。

2 遵守事項

(1) 本仕様書の各事項について、遵守、履行すること。

(2) 受注者は、この契約の履行に関し、関連する関係諸法令及び条例等を遵守するとともに、諸法令等に基づき関係官公庁及び関係機関に対する届け出等の手続きが必要な場合は、速やかに行うものとする。また、届け出等の手続きを行う際は、あらかじめ発注者の承認を得ること。

(3) 受注者は、発注者の求めに応じ、この契約の履行に係る必要書類を遅滞なく提出すること。

(4) 本仕様に記載のない事項及び今後防獣柵の運用において問題が生ずる疑義がある場合は、予め、発注者に通知し、承認を得ること。また、不明確な事項についても、同様に協議の上、誠実に対応すること。

3. 納入計画

(1) 納入計画書

受注者は、契約締結後、次に掲げる事項を記載した納入計画書を作成し、発注者の承認を得なければならない。また、変更があった場合も同様に承認を得るものとする。

- ア 防獣柵及び付属品の仕様
- イ 防獣柵の配置計画図
- ウ 業務工程
- エ 作業員名簿
- オ 連絡体制（緊急時含む）
- カ その他必要書類

(2) 打合せ等

本契約を適正かつ円滑に実施するため、発注者と受注者は常に密接な連絡をとり、実施方針及び条件等の疑義を正すこと。

4. 施工計画

(1) 施工前の現地調査

受注者は、事前に路上装置の設置予定場所の調査確認を行い、調査結果を提出し、発注者の承認を得たうえで施工図（道路占有申請書）を作成すること。

(2) 施工図（道路占有申請書）

受注者は、上記(1)の調査を踏まえ、施工上または製作上必要な次の図面、資料等を作成し、施工または製作に先立ち、発注者に提出して承認を受けること。また、変更があった場合も同様に承認を得るものとする。

5. 納入物

次に掲げるものを作成し、防獣柵設置完了通知書とともに納入すること。

(1) 防獣柵設置個所図

(2) 完成図書（1部）

- ア 施工前、施工経過、施工後の状況を撮影のうえ説明を付した工事完成写真集

(3) 防獣柵管理に関する説明書（2部）

6. 検査

納入時の検収において、本仕様書に反する事項が判明した場合は、受注者の責任と誠意をもって対処・改善すること。

7. 機能要求仕様

別紙2のとおり

8. 据付工事等

(1) 許可申請書等の手続

受注者は、事前に発注者と協議して、この工事に必要な次の手続を行うこと。なお、諸手続に要する一切の経費は受注者の負担とする。

ア 道路管理者に対する届出等

イ 所轄警察署長に対する申請

道路使用許可申請

ウ その他

受注者は、道路の掘さくをする場合は事前にそれぞれの関係機関に問い合わせを行うほか所要の手続を実施すること。

(2) 施工

ア 工事は、道路管理者及び所轄警察署長等の許可条件、仕様書に従い施工すること。

イ 施工手順毎に危険予測を行い、具体的な安全対策を講じること。

ウ 既存の電気工作物、給排水管路、ガス管、電話ケーブル等他所管の施設に支障を及ぼす場合は当該管理者の立会いの上施工すること。

エ 工事に当たっては、労働安全に関する法令等を遵守し、労災事故の防止に努めること。

オ 工事内容、交通状況を勘案の上、必要な員数の交通誘導員を工事現場に配置するなど、第三者に対する事故防止及び安全対策に万全を期すこと。

カ 帰還困難区域で作業を行う場合には、受注者はその区域内で適用される関連法令等を順守するものとする。特に受注者は、特定線量下業務ガイドラインに基づいた管理を行うこと。

キ 仕様書に明記されていない事項についても、必要な事項は発注者との協議により、施工すること。

(3) 工事経過の報告

受注者は、工事の進捗状況を発注者に報告すること。ただし、発注者が特に命じた場合を除き口頭で報告することができる。

(4) 施工の立会い

施工に際し、次の場合は発注者の立会いを求め承認を得なければならない。ただし、発注者の指示により、写真撮影によってこれにかえることができる。

ア 竣工後容易に確認できない地下部分等を施工する場合

イ 地下埋設物及び線路工作物の関係で、施工方法等工事内容の軽微な変更を伴う場合

(5) 廃棄物処理

廃棄物処理については、受注者において責任を持って処理する。

(6) 工事現場の整理

工事中は常に工事現場の整理に留意し、通行車両、歩行者等に危険のないようするほか、工事完了後は仮設物の撤去、後片付け、清掃を確実に行うこと。

9. 維持管理

(1) 維持管理の主体

設置した柵の維持管理については、原則として発注者が行うものとするが、問題が生じた場合には、別途、発注者と受注者で協議するものとする。

(2) 維持管理に必要な材料の提供

受注者は、賃貸借期間内における通常の維持管理に必要な材料を浪江町役場敷地内の発注者が別途指定する場所に置くものとする。

10. その他

(1) 契約について

ア 長期継続契約を締結する

長期継続契約の条件

- ・本契約の始期及び翌年度以降において、浪江町の歳入歳出予算の本契約に係る金額について、減額又は削除があった場合は本契約を解除することがある。
- ・上記の理由により契約を変更又は解除する場合は、賃借人は文書により賃貸人に通知する。
- ・上記の理由による契約の解除に伴い賃貸人に損害を与えたときは、賃借人はその損害を賠償しなければならない。この場合賠償額は双方協議の上定めるものとする。

イ 支払方法

- ・設置に伴う費用については、初回に一括して支払うものとする。

(2) 定めのない事項

この仕様書に定めのない事項及び疑義を生じた場合は、別途協議するものとする。

